

第 17 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和5年7月20日(木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後2時58分

出席委員

1 番委員	荒 井 啓 子	2 番委員	野 口 一 盛
3 番委員	斉 藤 喜 兆	4 番委員	杉 崎 一三六
5 番委員	杉 本 明 彦	6 番委員	林 隆
7 番委員	戸 坂 昭 一	8 番委員	杉 本 富美男
9 番委員	倉 田 邦 昭	10番委員	榎 本 弘 行
11番委員	山 口 祐 二	12番委員	山 内 亜樹子
13番委員	矢ヶ崎 宏 始	14番委員	吉 井 美華子
15番委員	藏 見 洋 久	16番委員	田 中 敏 夫
17番委員	石 原 康 裕	18番委員	加 納 松 男
19番委員	荻 本 末 子	20番委員	篠 宮 稔

事 務 局

局長	元木勇治	次長	高橋夏美
書記	佐野純子	書記	長谷部淳一

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第17回調布市農業委員会総会を開催いたします。

本日は20人の委員の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

それでは、以降の進行を矢ヶ崎会長、よろしく申し上げます。

○議長（矢ヶ崎会長）　皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日午前中に実施したNTT研修センターでの研修は、NTTから最先端の技術の話もありましたが、通常入ることのできない施設等を特別に見学することができました。大変いい経験になったと思われます。お疲れさまでした。

また、今月6日に農地パトロールを実施しましたが、暑い中でのパトロールお疲れさまでした。引き続き、農業委員の皆様には改善の必要がある農地の権利者への指導等をよろしく願いいたします。しばらく厳しい暑さも続きますので、お体には十分注意してください。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。本日の議事録署名委員には、18番議席の加納委員、19番議席の荻本委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第20号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第21号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、以上3件を事務局から説明します。

○高橋事務局次長　それでは、報告第19号を御覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。農地法の第3条では、農地を農地として所有権の移転や地上権、永小作権、賃借権等の権利を設定、もしくは移転する場合には、農業委員会の許可を受けることになっております。ただし、その権利の移転の理由が相続または法

人の合併、分割の場合は農業委員会への届出となっております。今回、相続による所有権の移転の届出がありました。

番号1を御覧ください。土地の所在は入間町1丁目●番●外1筆、面積は合計で1,057平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。5月26日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月7日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は国領町7丁目●番●、面積は1,206平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。5月26日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月5日に受理通知書を交付しております。

番号3を御覧ください。土地の所在は国領町7丁目●番●、面積は347平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。5月30日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月1日に受理通知書を交付しております。

番号4を御覧ください。土地の所在は深大寺元町5丁目●番●外1筆、面積は合計で741平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。6月9日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月9日に受理通知書を交付しております。

番号5を御覧ください。土地の所在は深大寺東町3丁目●番●外8筆、面積は合計で5,405平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。6月23日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月26日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。資料、報告第20号を御覧ください。報告第20号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の所有権の移転を行わずに、農地を農地以外の地目に転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は国領町7丁目●番●、面積は1,206平方メートルであり、申請人は●●●●氏であります。

この土地は、国領小学校の南側の土地で、生産緑地ではなく、今般、自己転用で共同住宅を建設するため、地目の変更をするものであります。矢ヶ崎会長が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、5月26日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月5日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は深大寺北町2丁目●番●、面積は633平方メートルであり、申請人は●●●●氏であります。

この土地は、北ノ台小学校の東側にあり、以前は生産緑地でしたが、指定告示日から30

年経過したため、令和4年10月に買取り申出がなされ、令和5年1月に行為制限の解除となっておりました。今般、自己転用で共同住宅を建設するため、地目の変更を行うものです。篠宮委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、6月21日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月28日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。資料、報告第21号を御覧ください。報告第21号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は下石原3丁目●番●、面積は66平方メートルであります。譲渡人は大和ハウス工業株式会社、譲受人は●●●●氏であり、転用目的は共同住宅の建設であります。杉本明彦委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

この土地は、品川道と鶴川街道の交差点南側にあり、生産緑地ではありませんが、今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う共同住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、5月22日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月29日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は入間町1丁目●番●外1筆、面積は合計で1,057平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は武蔵開発株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。藏見委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

これらの土地は、第四中学校の東南にある土地であり、生産緑地ではありませんが、今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、5月26日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月7日に受理通知書を交付しております。

専決処分の報告についての説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から3件の説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の3件について承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題といたします。ア、令和5年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、イ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、エ、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について、以上4件を事務局より説明します。

○高橋事務局次長　それでは、報告事項について御説明いたします。

資料、報告事項アを御覧ください。令和5年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和5年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届出は5件、8,756平方メートル、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表、令和5年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出は件数2件、面積は1,839平方メートル、所有権の移転、賃借権の設定を伴う農地法第5条の届出が件数2件、面積1,123平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和5年度目的別農地転用状況について御説明いたします。真ん中の表の令和5年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの内容でございますが、今回の総会審議状況で前回から変更となった部分でございます。農地法第4条は、上から3段目の共同住宅・貸家に転用したものが件数5件、面積3,241.25平方メートルであります。

農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数11件、面積5,270.44平方メートル、上から3段目、共同住宅・貸家に転用したものが件数4件、面積1,387平方メートルであります。内訳の合計は、表の右の合計欄、件数24件、面積1万1,888.02平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条

の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）についてであります。これは、農地を相続により取得した者が相続税の納税猶予の適用を受けるため、税務署に提出するための証明です。

番号1について説明いたします。土地の所在は入間町1丁目●番●外1筆、面積は1,924平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。蔵見委員が現地確認をしております。全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について説明いたします。土地の所在は深大寺北町6丁目●番●、面積は3,039平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。篠宮委員が現地確認をしております。

番号2について説明いたします。土地の所在は入間町1丁目●番●、面積は695.01平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。蔵見委員が現地確認をしております。

番号3について説明いたします。土地の所在は下石原2丁目●番●、面積は1,498.18平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本明彦委員が現地確認をしております。

番号4について説明いたします。土地の所在は飛田給3丁目●番●外2筆、面積は合計で964平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。野口委員が現地確認をしております。

番号5について説明いたします。土地の所在は飛田給2丁目●番●、面積は842平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。野口委員が現地確認をしております。

番号6について説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●外3筆、面積は合計で1,095平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。田中副会長が現地確認をしております。

番号7について説明いたします。土地の所在は上石原2丁目●番●外5筆、面積は合計で2,322.5平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。林委員が現地確認をしております。

番号8について説明いたします。土地の所在は深大寺東町2丁目●番●外2筆、面積は合計で4,236.08平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本富美男委員が現地確認をしております。

番号9について説明いたします。土地の所在は深大寺東町2丁目●番●、面積は1,652.65平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本富美男委員が現地確認をしております。

全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いします。資料、報告事項エを御覧ください。生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について御説明いたします。この届出は、生産緑地に係る農地の主たる従事者である旨を証明するものです。

番号1について説明いたします。土地の所在は深大寺元町5丁目●番●外8筆、面積は合計で3,028平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。篠宮委員が現地確認をしております。

番号2について説明いたします。土地の所在は深大寺東町3丁目●番●外7筆、面積は合計で5,018平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。加納委員が現地確認をしております。

番号3について説明いたします。土地の所在は深大寺元町5丁目●番●外1筆、面積は合計で741平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。篠宮委員が現地確認をしております。

なお、全ての申請書類に不備はなく、証明書の交付を行っております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の4件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、御報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

○元木事務局長 それでは、その他報告及び連絡事項について御説明いたします。

まず、次回の総会は令和5年8月17日木曜日午後3時から調布市たづくり1001学習室で行います。役員会は同じ日の午後2時30分から同じ会場で行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、JAマインズの組合員などで構成する調布市都市農政推進協議会第52回通常総会が7月21日にJAマインズ神代支店2階会議室にて開催されますので、御承知おきください。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第23期第17回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会　午後3時21分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

18番委員

19番委員